

マージン率等の情報提供について

※ 原則として、インターネットの利用による情報提供が必要です。

※ 下記の情報(⑥を除く)は少なくとも毎事業年度終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要です。

① 2026年6月1日付け 派遣労働者数

4 人

② 2026年度 派遣先事業所数(実数)

4 事業所

③ 2025年度(2025年6月1日～2026年5月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

39,432 円(8時間 全業務平均)

④ 2025年度(2025年6月1日～2026年5月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

17,046 円(8時間 全業務平均)

⑤ 2025年度(2025年6月1日～2026年5月31日) マージン率

56.8 %

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※小数点第二位以下を四捨五入

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (2027年5月31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

新規採用者教育、非破壊検査技術者教育、インフラ点検技術者教育、中堅社員研修、作業主任者講習

※教育訓練は、有給・無償により実施しております。

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

雇用保険、厚生年金保険、健康保険、介護保険、労働災害保険、通勤手当、住宅手当、家族手当、出張食事補助、特別休暇制度、慶弔金制度、退職金制度

事業所名 株式会社日本工業試験所
許可番号 派27-302418